

公 告

滋賀県長浜市の区域の一部を受益地域とする下草西地区土地改良事業を県営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第5項において準用する同法第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見のある者は、同条第7項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間および場所ならびに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和8年1月 20日

申請人	住 所	氏 名
	滋賀県長浜市當目町453番地	小川 成生 
		他 11名

記

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営下草西地区土地改良事業計画概要書

2 縦覧の期間

令和8年1月 21日から令和8年2月 18日

3 縦覧の場所

長浜市役所 産業観光部 田園整備課

なお、長浜市のウェブサイトでも閲覧することができる。

4 意見書の提出方法等について

(1) 持参又は郵送（期限日必着）

(2) 意見書の提出先

〒526-8501

滋賀県長浜市八幡東町632番地

長浜市役所産業観光部田園整備課

(3) 意見書の提出期限

縦覧期間の満了の日

(4) 意見書の提出上の注意

① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。

② 意見書には、個人にあっては住所および氏名を、法人にあっては法人名および所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問合せさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

③ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答致しませんので、あらかじめ御了承ください。

④ 電話での意見はお受けできません。